

# 赤堤小学校PTA規約

平成 4年	4月28日改正
平成 15年	5月 6日改正
平成 18年	5月 8日改正
平成 22年	4月30日改正
平成 30年	5月16日改正
令和 3年	5月24日改正
令和 4年	10月21日改正
令和 6年	5月28日改正
令和 7年	5月14日改正

## 第1章 総則

### 第1条 (名称:事務所)

本会は赤堤小学校PTAと称し、事務所を「赤堤1-41-24」赤堤小学校に置く。

### 第2条 (目的)

本会は家庭と学校との緊密な協力により、家庭と学校及び地域社会における児童の福祉を増進する。そして本校の教育目的達成に協力するとともに、会員相互の親睦をはかり、児童の教育に必要な教養を高めることを目的とする。

### 第3条 (方針)

1. 本会は教育に関する協力を本旨とする民主的団体であって、特定の宗教や政党にかたよることなく、かつ営利を目的とする行為を行わない。
2. 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。
3. 本会は教育並びに学校に関する諸問題について討議し、意見を関係機関に具申すると共に、参考資料を提供するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。
4. 本会は必要ある他の機関と連絡し協力する。

## 第2章 事業

### 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 児童の教育向上に協力する研修
2. 会員相互の教養と親睦に関するこ
3. 学校と家庭の協力による校外における児童の健全な育成に関するこ
4. その他、本会の目的のために必要と認められること

## 第3章 会員

### 第5条 本会は本校児童の父母又はその他の保護者（以下「保護者」という。）及び本校教員の会員をもって組織する。

会員資格を有するものは任意に入退会でき、本会に入会するときは入会申込書を提出し、会員が本会を退会するときは退会届を提出しなければならない。但し、本校児童が卒業又は他に転出したとき並びに教員が他に転出したときは、本会を退会したものとみなす。

### 第6条 本会は赤堤小学校PTA個人情報取扱規則を定め、遵守する。

## 第4章 役員、監査及び委員

### 第7条 本会に役員、監査及び委員を置く。

### 第8条 各役職には役員があたる。役職・選出人数については細則に定める。

第9条 役員の任務は下記のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときにこれに代わる。
3. 書記は会務の記録、集会の通知等の事務にあたる。
4. 会計は本会の会計を司る。
5. 委員長は各委員会を代表し、委員会活動を統括する。
6. 特別委員会の設置と開催に関する議論を行う。
7. その他、本会の活動に伴う事務一般は役員一同でこれにあたる。

第10条 役員の選出及び任期は次のとおりとする。

1. 役員の選出は、役員選考委員会の推薦により、会員の承認を経てなされる。
2. 役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。  
但し、役員の選出後から3月31日までを引継ぎ期間とする。
3. 保護者側役員の選出に当たり、再任を認めるが、同一役職の在任期間は2年とする。
4. 役員は他の役員及び委員（役員選考委員・特別委員を除く）を兼任できない。但し、特別な理由による兼任は、役員会及び実行委員会の承認を経て可能である。
5. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。  
但し、補欠は前年度役員選考委員が選出する。
6. 役員は次期の者への引き継ぎが行われるまでその職務にあたる。

第11条 監査の任務及び選出は次のとおりとする。

1. 本会の会計を監査するため、2名（保護者）の監査を置く。
2. 監査の選出は、役員選考委員会の推薦により、会員の承認を経て、決定する。
3. 監査の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。  
但し、役員の選出後から3月31日までを引継ぎ期間とする。  
また、再任を認める。
4. 補欠による監査の任期は、前任者の残任期間とする。  
但し、補欠は前年度役員選考委員が選出する。
5. 監査は次期の者への引き継ぎが行われるまでその職務にあたる。

第12条 委員の任務は次のとおりとする。選出は細則に定める。

1. 委員は各種の委員会を組織し、会の業務を遂行する。
2. 委員は毎年選出する。
3. 委員の任務は選出されたときより翌年3月31日までとする。但し、次期の者への引き継ぎが行われるまでその任務にあたる。
4. 特別委員会の委員は、その目的を達するまでその職務にあたる。

第13条 教員側の役員、委員の選出は教員の互選による。

## 第5章 会議

第14条 本会に総会、実行委員会、役員会を置く。

第15条 (総会)

1. 定期総会は原則毎年5月に書面開催とし、臨時総会は必要あるごとに会長が招集する。但し、実行委員会の請求、又は、教員及び家庭数を合わせた数（以下「会員数」という。）の3分の2以上から目的及び理由を示した請求があった場合は、これを開かなければならない。
2. 総会において、下記の事項を審議決定する。
  - ① 予算の議定及び決算の承認
  - ② 新年度事業計画及び前年度事業報告
  - ③ 規約の改正
  - ④ その他、会長又は実行委員会が重要と認めた事項

第16条 (実行委員会)

1. 実行委員会は役員、学級委員、設置された場合は特別委員会委員長及び教員若干名によって構成

し、会長が毎月定時又は必要あるごとに招集する。

2. 実行委員会の定足数は委員の2分の1以上とする。
3. 実行委員会は下記事項を審議決定する。
  - ① 本会の事業に関する企画立案、その他本会の重要事項
  - ② 総会から委任された事項
  - ③ 規約の施行に関する細則の制定
  - ④ その他、本会の活動全般に関する事項

第 17 条 (役員会)

1. 役員会は会長が毎月定時又は必要あるごとに招集し、本会の運営の円滑をはかるため企画協議し、かつ、総会及び実行委員会により議決された事項を処理する。
2. 役員会の定足数は役員の2分の1以上とする。
3. 規約の改正についての議論と改正案の作成を行う。

第 18 条 本会の各会議の議決には、出席者の過半数の同意を必要とする。但し、総会においては、議決を必要とする事項を提案し承認を求める役員、及び総会の議長と副議長は、議決に加わることはできない。また、実行委員会においては、議決を必要とする事項を提案し承認を求める役員は、議決に加わることはできない。

第 19 条 学校長は各会議に出席して意見を述べることができるが、議決には加わらない。

## 第6章 委員会

第 20 条 本会の事業執行のため委員会を設置し、必要あるごとに開く。委員会については細則に定める。なお、特定の事項についての企画及び実施においては特別委員会を置くことができる。

第 21 条 各委員会は委員の互選により、副委員長を選出することができる。

第 22 条 特別委員会は、委員長及び副委員長を互選する。

## 第7章 会計

第 23 条 本会の会計年度は毎年4月1日より1ヵ年とする。

第 24 条 本会の経費は会費及びその他収入をもって支弁する。

第 25 条 本会の会費は1家庭につき年額2,400円とする。

第 26 条 会長は、定期総会において、予算の議定及び決算の承認を求めなければならない。但し、予算の議定にいたるまでの間は、前年度予算の例による。

第 27 条 監査は総会において、会計についての監査報告をする。

## 第8章 附則

第 28 条 (設立日)

本会の設立年月日は昭和28年7月4日とする。

以上  
以下余白

# 細則

平成 4年 2月28日制定  
平成11年 2月18日追加  
平成15年 5月 6日追加  
平成17年 5月 9日追加  
平成22年 3月 8日改正  
平成30年 3月10日改正  
令和 2年 9月18日改正  
令和 3年 5月24日改正  
令和 3年 11月25日改正  
令和 4年 3月19日改正  
令和 4年 10月21日改正  
令和 5年 1月12日改正  
令和 5年 3月14日改正  
令和 6年 3月14日改正  
令和 6年 5月28日改正  
令和 7年 5月14日改正

## 第1条 役員選考委員会の任務及び構成

1. 役員選考委員会は、赤堤小学校PTA規約（以下、「規約」という。）第10条及び第11条に基づき、保護者側役員候補及び監査候補を選出する。
2. 役員選考委員会は、学級委員長・同副委員長（規約の第21条に則り副委員長を設置する場合）及び学級委員で構成する。
3. 学級委員長が、役員選考委員会委員長の職にあたる。

## 第2条 役員候補及び監査候補の選出

会長	1名(保護者 1)
副会長	3名(保護者 2、教員 1)
書記	2名(保護者 2)
会計	2名(保護者 2)
学級委員長	3名(保護者 3)
校外委員長	3名(保護者 2、教員 1)
研修イベント委員長	2名(保護者 2)
広報委員長	1名(保護者 1)
PTA遊び場委員長	2名(保護者 2)

1. 保護者側役員候補は、次の手順によって推薦し、総会による承認又は書面による会員の承認を経て、役員の職に就く。
  - ① 1年から5年までの各学級から1名以上、又は各学年から学級数以上の役員候補者を推薦する。
  - ② 役員選考委員会は各学級又は各学年から選ばれた候補者を招集し、候補者同士の話し合いにより役職（会長、副会長、書記、会計、学級委員長等）候補を互選する。
2. 監査候補は、役員選考委員会において適任と思われる者を推薦し、総会による承認又は書面による会員の承認を経て、監査の職に就く。
3. 総会による承認が得られなかった場合、もしくは、書面による非承認の数が承認の数を上回った場合には、役員選考委員会は、直ちに、新たな候補者を推薦する。

## 第3条 補欠の選出及び就任

1. 役員及び監査の補欠の選出は、役員選考委員会の推薦により、会員の承認を経てなされる。
2. 役員又は監査の中に継続的に職務を遂行できない者が生じ、実行委員会において補充の必要を認めたときには、その者の補欠として予め推薦された補欠候補者が実行委員会の承認を受けて、その者の職務を代行する。但し、会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行し、会長の補欠候補者が副会長の職務を代行する。

#### 第4条 会費の納入

1. 会費は原則、総会の翌月に納入する。
2. 入退会の場合は、下記に従い、入会の場合はその学期分から納入し、退会の場合は次の学期分から返金される。  
1学期分 1,000円、2学期分 800円、3学期分 600円  
転出する会員は、転出後 1ヶ月以内に会計に返金手続きの連絡をする。連絡がない場合は返金しない。
3. 会費には保険（PTA 総合補償制度）を含む。

#### 第5条 慶弔規定

1. 児童、会員が死亡したときは、弔慰金を10,000円とする。
2. その他必要ある場合は、その都度役員会にて協議する。

#### 第6条 校外活動費

1. 活動費を450円×児童数と支給する。
2. 用途としては、「馬出しアウトソーシング代」の補助とその他とする。
3. 余剰金は校外活動費内で繰り越す。

#### 第7条 委員選出

1. 校外委員を除く委員は、各委員会の委員長が活動に必要と判断した定数を満たす人数（必要があるときは特別委員を追加）を選出する。
2. 校外委員は、各地区2名以上を選出する。

#### 第8条 委員会

1. 本会の委員会は学級委員会、広報委員会、校外委員会、研修イベント委員会、遊び場開放委員会とする。
2. 本会の運営にとって委員会活動の再編成又は変更が必要と思われる場合は、全会員に説明を行い、実行委員会の承認を得る。
3. 校外地区班活動の再編成または変更が必要と思われる場合は、全地区班員に説明を行い、校外委員会にて校外委員の承認を得る。

以上